

増井司法書士事務所報酬基準表

種別	報酬額
I 所有権の登記	1. 保存 1件 3万2400円～
	2. 移転 売買 1件 3万7800円～ 相続 1件 6万4800円～ その他 1件 4万3200円～
	3. 名義人表示変更、更正 1件 1万800円～
	4. その他 1件 2万1600円～
II 担保権に関する登記	1. 担保権の設定もしくは債権額の増加 1件 4万3200円～
	2. 処分、移転 1件 1万6200円～
	3. 変更、更正、抹消、その他 1件 1万800円～
	4. 名義人表示変更、更正 1件 8600円～
III 加算事由	1. 立会料 所有権移転登記及び(根) 抵当権設定登記を同時に申請するとき 2万1600円
	2. 筆数加算 不動産3筆(戸)まで、上記の価格。不動産1筆(戸)増える毎に1080円を追加する
	3. 本人確認情報作成 3万2400円～
IV 関する	(イ) 設立登記 株式会社設立 1件 10万8000円～ 持分会社(合同・合資・合名会社)設立 1件 8万6400円～ その他法人設立 1件 12万9600円～
	(ロ) 会社の資本の増加(合併による増加の場合を除く。) 1件 5万4000円～
	(ハ) 合併(その他組織再編含む) 1件 21万6000円～
V 申請	(ニ) 新株予約権の発行・変更 1件 4万3200円～
	(ホ) 会社の資本の減少、株式の譲渡の制限、会社の解散、会社の継続、清算の結了 1件 3万2400円～
	(ヘ) 会社の本店移転、商号又は目的の変更、新所在地における支店の登記 1件 2万7000円～
VI 代理	(ト) 役員、支配人等の選任及び変更 1件 2万7000円～
	(チ) その他の登記 1件 1万800円～
(4) 供託	1件 2万1600円～

種別	報酬額
II 裁判所に提出する書類作成等	(1) 訴状・答弁書・準備書面作成 1件 5万4000円～
	(2) 督促手続申立書 1件 3万2400円～
	(3) 民事執行・民事保全申立書 1件 7万5600円～
	(4) 審判・調停・非訟手続申立書 1件 6万4800円～
	(5) その他 文案を要するもの 1件 3万2400円～6万4800円 文案を要しないもの 1件 1万800円～3万2400円
III 訴訟代理	簡裁訴訟代理等関係業務 着手時の報酬額 判決利益に対する報酬
	訴訟額 140万円まで 5万4000円 判決利益の 20%
IV 債務整理事件	任意整理 債権者1社につき 2万1600円
	特定調停 基本報酬 5万4000円(債権者1社につき、5000円を追加)
	過払い金返還請求 債権者1社につき 2万1600円(訴訟の場合債権者1社につき 5万4000円)(過払い金返還額の15%を追加)
	個人民事再生 1件 33万4800円
	住宅ローン特別条項を付す場合 1件 38万8800円
V 成年後見	破産 1件 22万6800円
	(1) 成年後見申立書作成 1件 10万8000円 (2) 任意後見契約 1件 10万8000円
VI 国籍関係	(1) 帰化申請書 1件 8万6400円
	(2) 国籍取得の届出書 1件 3万2400円
	(3) 国籍離脱の届出書 1件 2万1600円
VII 相談業務	(1) 一般法律相談 1時間につき 5400円
	(2) 多重債務相談 1時間につき 1080円 債務整理事件を依頼した場合には個別の相談料はいただきません
	(3) 企業顧問(継続相談) 1ヶ月 5000円～5万円 (相談頻度・事業規模により決定します。1年毎に見直しをいたします)
VIII 日当及び旅費等	(1) 日当 依頼者の要請により事件処理で出張した場合 半日(2時間を超え4時間までの場合)1万円以内 1日(4時間を超える場合)2万円以内
	(2) 旅費交通費・宿泊費 実費
* 備考 上記報酬基準は、当事務所における報酬算定における目安であり、個別案件の事情により変動する事があります。 上記報酬基準表には、各業務につき必要な登録免許税・申立費用・印紙代・切手代等の実費は含まれておりません。 当事務所へ依頼をされる方には、受任の際、司法書士報酬及びその他の費用につき見積書を作成し、交付いたします。 上記は当事務所の業務の代表的なものを挙げておりますので、上記に無い案件につきましては個別にお見積もりいたします。	

平成28年10月1日現在